

竹田市の街並み保存の現状と課題

佐伯治

第1章 史跡岡城跡と城下町

1 岡城と竹田城下町

竹田市は、大分県南西部に位置し、西を熊本県、南を宮崎県と接している。九州のほぼ中央部で、阿蘇山・久住山・祖母山といった九州山地の山々に囲まれた標高二五〇m～五〇〇mの山間地に開けた城下町として知られている。市域の半は、東九州最大の河川である大野川の支流により侵食された火山灰台地から形成されている。この火山灰台地は、原始・古代より大きいなる文化が開花している。特に、市の西部に位置する昔生台地を中心とした台地上には、旧石器時代から縄文時代、弥生時代、を経て国指定史跡七ツ森古墳群に代表される古墳時代まで、県内でも良好な遺跡が存在している。

竹田市は、戦国時代の豊後南西部は、大友氏の支配の中、志賀氏や、入田氏をはじめ、数多くの有力な土豪たちが割拠した地域である。江戸時代は中川家の居城であった岡城の城下町として栄えた。小藩分立の状況であった豊後国のなかでは最大の藩として、岡藩における統治の拠点であった。文禄二年（一五九三）豊臣秀吉により大友吉統が豊後から除国され、志賀氏に変わり播州三木より初代藩主として中川秀成が入封することになった。秀成は、直入郡二九、〇三八石、大野郡三六、九六二石、計六六、〇〇〇石（後に七四、〇〇〇石）を附与され、文禄三年（一五九四）総勢凡四、〇〇〇人、大船五十隻をもつて入封し、大友家浪人の抵抗を打ち破り入城を果たしている。岡城の造営については、天神山を本丸にし、岡村辺り（現西の丸御殿周辺）

を土屋敷、入口として大手門を台地の西南に設け(現古大手)、志賀氏時代の大手を掲手門とし下原門とした。また新たに通用門として近戸門を切り開き、三口とした。

城下町の町割りは、丸山藤左衛門を任じ、当時沼地であつた竹田村を埋め、藪や竹を切り開き、玉来町から五三軒、十川や挟田地区からも民家を移して進められている。その後、寛文五年(一六六五)に古町ができ、現在の城下町の基礎が築かれている。『城中より各屋敷への道筋』(寛文八年以前)では、古町、新町、横町、上町、府内町、小人町(のち代官町)の町屋が存在する箇所の町名が記載されている。また、天明七年(一七八七)の『岡城城下家中図』では、古町、下殿町(現殿町)、新町、横町、向殿町(現向町)、上町、府内町、代官町、下町、紺屋町の記載があり、上記絵図に武家屋敷が加えられている。さらに、『總町繪圓面』明治二年(一八六九)では、古町の裏通りに裏町、寺町、府内町の一部が魚棚として追加され、本町が下と中に分割されている。城下町の形態は、時代の経過とともに変化しているが、江戸時代からこれらの呼称は、現在も使われている。城下町が発展して町屋が密集して来ると、火災対策が重要となつてくる。当初町屋は、殆どが茅葺きであったが元和五年(一六一九)の火災後、藩によつて屋根が板葺きに改めさせられた。その後、寛文二年(一六六二)には、更に安全を期すため、町屋を板葺きから瓦葺きに、葺き替えさせ、倉庫はすべて漆喰塗りにすることが命じられた。また時代は定かではないが、城下町の通りに沿つて水路が巡らされている。

武家屋敷は、城から近い台地の山腹、尾根に城を中心にして上位の家臣屋敷が建てられ、町屋を取り囲むように下級武士の屋敷が配置され、さらに城下町の北西に位置する稻葉川の対岸にも武家屋敷が存在している。中川家は幕末まで約二七〇年間、三代にわたり転封や断絶することなくこの地を治めたのである。

明治三二年(一八九九)には、九州で2番目の水力発電所の事業が行なわれ、大正一三年(一九二四)には豊肥線竹田駅の開通、昭和八年には上水道が敷設され當時五〇〇戸の世帯に飲料水が供給される等、城下町は旧岡藩の商業の中心地としてその役割を担つてきたが、過疎化、商業形態の変化、道路交通網の整備等により、その役割が大きく変化してきている。

市街地形成の基礎は、江戸時代初期に岡藩主となつた中川氏により形成され、城下町を区画している碁盤目状の町割りは、当時とほとんど変化していない。町割りは、中心部に町家を配置し、周辺部を寺院や武家屋敷で囲んでいる。この城下町を望む東側の台地に国指定史跡岡城跡が存在している。中川氏以前の竹田周辺について見ることにする。中世には、志賀氏が竹田地方に進出し、騎牛礼城から岡城へと移動して居城とした。その頃、両城の周辺には挾田・十川・玉来といった集落があつた。『豊後国誌』をみると、享禄年間（一六世紀初頭）の絵図に、挾田が街路に形成された村であつたことが記されている。岡城周辺の挾田・十川は、岡城の城下集落として、志賀氏に時代の城下町だつたようである。

文禄三年に竹田に入った中川秀成は、竹田村の稻葉川河畔に新たな町の造成を行つた。これが竹田城下町の原形である。『中川史料集』では、「当町は元竹田村の水田にて端々は民家なりしを、水理を引き藪林を切払い、土地を開き、玉来町より五十余家を移す。」とある。秀成の子、二代藩主久盛になり、藩としての体制が整うと共に、竹田町は徐々に整備されていく。町内の制度も確立し、元和五年の火事の後は、茅葺きから板葺に替えざるなど、町の防災体制も整つてくる。このように、商業地としても安定し、居住者の増加も進んでいったとみられる。

正保年間の城絵図をみると、この時期の竹田町には、碁盤の目状の町割りが確認できる。本町、田町、上町、府内町など基本的な街並みが既に出来上がつていていたことを窺わせる。町の北側には岩山の尾根と吉野池を利用した構口が設定され、城下町の北端を成している。寛永年間にになると、構口の北側にも町が広がり、古町の原形が形成されたようである。古町が町として正式に竹田城下町に組み込まれたのは、寛文年間の三代藩主久清の時になる。久清は寛文五（一六六四）年の玉来火事に伴い、玉来を街村に再編している。また翌年、竹田町構口の外に、土分屋敷を含めて古町が成立する。以上のように、約七〇年かかつて、竹田城下町＝現在の町割りが完成したものと考えられる。

3 竹田地区中心市街地の現況

市街地の周辺には、瀧廉太郎作曲「荒城の月」のモチーフとなつたことで全国的に知られる国指定史跡「岡城跡」があり、年間多くの観光客を集めている。市街地内にも、「旧竹田荘」、「願成院本堂(愛染堂)」、「銅鐘(サンチャゴの鐘)」などの国指定文化財をはじめとした数多くの歴史的文化遺産が存在し、歴史的街並みが残されているなど地域資源は多い。

史跡岡城跡は、昭和六〇年から保存修理事業を実施している。事業内容は、発掘調査の成果を基に石垣の保存修理および通路整備等を行ない、石垣の記録写真撮影、急崖部の地質調査等の基礎資料の作成を実施している。

城下町においては、旧竹田荘、御客屋敷、瀧廉太郎旧宅、願成院本堂(愛染堂)等の建造物の保存修理を実施している。これらの文化財を線で結ぶためにカラー舗装、石畳等の手法で「歴史の道」の散策ルートが整備されている。

今後は、これらの歴史資源等を活用した振興策が重要な課題であり、これまでの日用品を中心とした商業形態から、こうした歴史資源を活用したもの等への新たな試みが必要となっている。

これまで竹田市では、「竹田市史跡等環境保存条例」により歴史遺産の保存継承に取り組んできたほか、平成九年度に策定した「竹田市観光振興計画」や、同年の「竹田市歴史的街並み景観形成等補助金交付要綱」等により、魅力あるまちづくりを支援してきた。

本市の美しい自然環境と歴史的文化遺産を保存し、後世に継承するため、必要な措置を定め、もつて郷土愛の高揚をはかるとともに本市文化の向上発展に寄与することを目的とする。

○ 竹田市史跡等環境保存条例(昭和五四年七月)

本市の美しい自然環境と歴史的文化遺産を保存し、後世に継承するため、必要な措置を定め、もつて郷土愛の高揚をはかるとともに本市文化の向上発展に寄与することを目的とする。

○ 竹田市歴史的街並み最観形成等補助金交付要綱(平成九年二二月)

城下町としての歴史的な街並み景観を形成、維持し、竹田らしい魅力ある街づくりを進め、市民の生活と文化の向上に資するとともに市民が愛着と誇りの持てる環境の形成を図るため、建築物及び工作物の修景等を行う者に対してその経費の一部を予算の範囲内で補助する。

第2章 調査建物の分類・分布と現状

1 調査建物の分類・分布

本稿に記載された調査は大分県建築士会竹田支部によつて実施された結果に基づいて考察したものである。旧城下町は江戸時代の町割りが現存していることから便宜上、調査区域を道路の区画を基準に23エリア(図1)に分割して建物の分類等を実施した。

町の構成は、「總町繪圖面」(明治二年)によれば町人の居住する範囲は、1エリアと2エリアに挟まれた古町通りの道路に面した部分と、6、16、21、22エリアに囲まれた内側の部分に存在している。北東側には、大野川の支流である稻葉川により囲まれ竹田橋と豊岡橋により対岸と結ばれている。南西側は、町屋を取り囲むように、武家屋敷および神社仏閣が断崖絶壁の阿蘇溶結凝灰岩を背負つて存在している。さらに、城下町から小谷を登り詰めるように四方に派生した道筋に武家屋敷が存在している。城下町と岡城は、小谷の一つである五衛門谷を通じて結ばれている。

① 年代別分布

1 エリアー町屋部分は、江戸期の古い建築物は存在していないが、明治大正期の特徴ある木造建築物(3階建町屋)が存在している。町屋の背後に位置する武家地域には、昭和(戦後)の建物がほとんどである。

2 エリアー町屋部分は、江戸期の建築物が2棟現存している。明治期の母屋と土蔵の組合せの建物が存在しており、特に

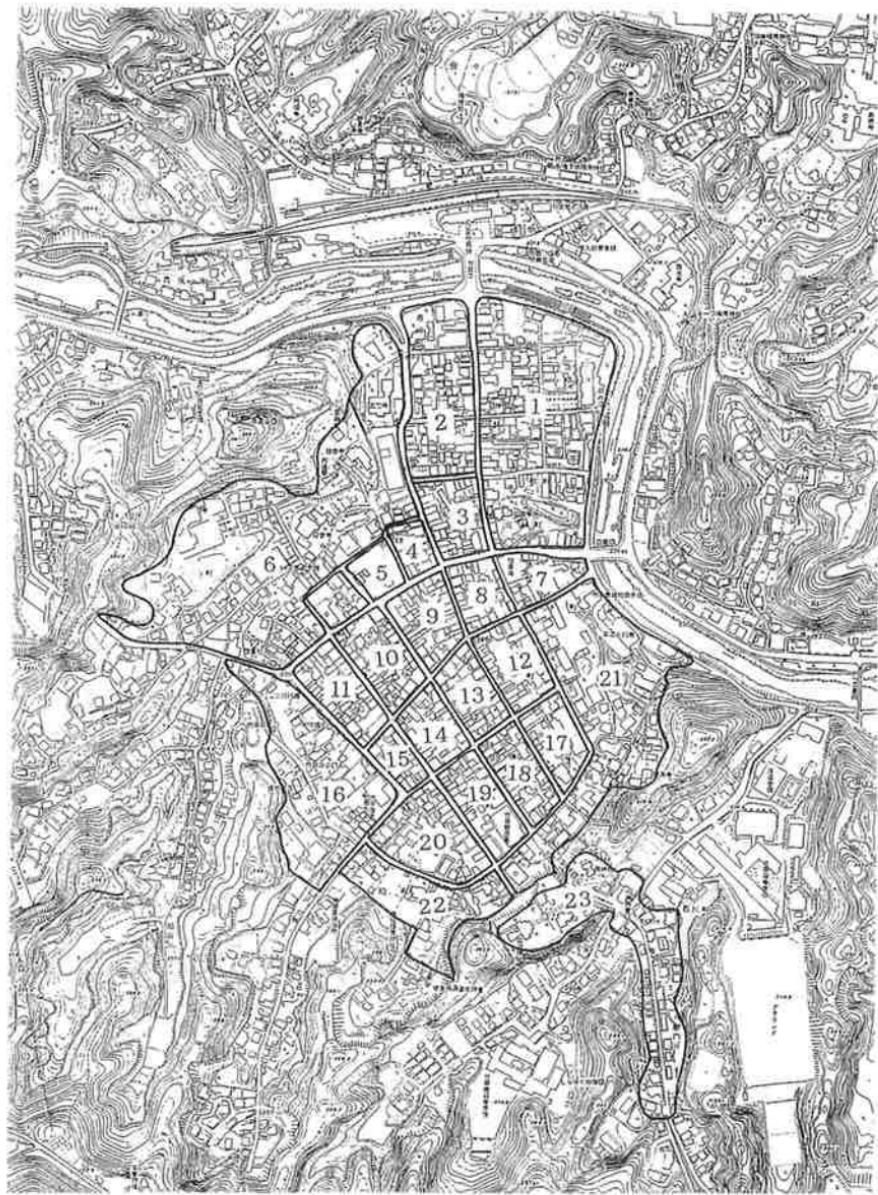


図1 調査エリヤ配置図

エリアの南側に集中している。町屋の背後に位置する武家地域には、大正、昭和(戦前)の建物が点在している。

3 エリアー江戸期～昭和(戦前)までの建物が比較的多く残っている。町屋に囲まれている部分に土蔵が位置している。

4 エリアー市内に現存する町屋の中で最古の部類に属する、江戸期の建物が残っている。

5 エリアー明治期の建物が数棟残っているが、駐車場としての空間が広く取られている。
6 エリアー背面の急崖部に接して寺院が配置され、御客屋敷や瀧廉太郎旧宅を中心とする武家屋敷群の一部が存在している。

7・9・12 エリアー昭和(戦後)の建物で構成されている。

8 エリアー明治期の土蔵造りの町屋が1棟残っている。

10 エリアー東側の道路に面して明治期を中心とした建築物が残っている。

11 エリアー江戸期～昭和(戦前)までの建物が比較的残っている。

13・14 エリアー江戸期～昭和(戦前)までの建物が一部残っている。

15 エリアー昭和(戦前)の建物が一部残っている。

16 エリアー町中を見下ろす高台に位置する旧竹田荘を中心とし、明治大正期の建物が一部残っている。

17 エリアー明治期の建築物が3棟残っている。

18 エリアー江戸期～昭和(戦前)までの建物が点在している。

19 エリアー喜多屋を中心とした江戸期～昭和(戦前)までの建物が比較的残っている。

20 エリアー大正、昭和(戦前)までの建物が一部残っている。

21 エリアー東側に稻葉川、背面の急崖部に接する武家屋敷群に江戸期～昭和(戦前)までの建物が点在している。
22・23 エリアー武家屋敷跡に江戸期～昭和(戦前)までの建物、門、土塀および石垣が残っている。

(2) 屋根別分布

- 1・2 エリアー瓦葺、切妻の建築物が存在しているが、河川改修により新築された稻葉川沿いの建築物および病院等は、陸屋根や片流れとなっている。
- 3・4 エリアー3棟の陸屋根・片流れ屋根以外は、切妻・入母屋となっている。
- 5 エリアー銀行の建築物以外は、切妻・寄棟となっている。
- 6 エリアーNTT、病院等の建築物以外は、瓦葺、切妻・入母屋・寄棟となっている。
- 7・8 エリアー一部の商店およびガレージ以外は、切妻・入母屋となっている。
- 9・10 エリアー銀行と一部の商店以外は、瓦葺、切妻・入母屋・寄棟となっている。
- 11 エリアー2棟の片流れ屋根以外は、切妻・入母屋・寄棟となっている。
- 12 エリアー3棟の陸屋根以外は、切妻・寄棟となっている。
- 13 エリアーホテル、雑居ビル等の陸屋根以外は、切妻・入母屋となっている。
- 14 エリアーアパート、商店の陸屋根以外は、切妻・寄棟となっている。
- 15 エリアー寄棟1棟以外は、切妻となっている。
- 16 エリアー裁判所、病院の建築物以外は、切妻・入母屋・寄棟となっている。
- 17 エリアー幼稚園、ガレージ以外は、切妻・入母屋・寄棟となっている。
- 18 エリアー8棟の陸屋根・片流れ屋根以外は、切妻・入母屋・寄棟となっている。
- 19 エリアー1棟の片流れ屋根以外は、切妻・入母屋(1)・寄棟(1)となっている。
- 20・22 エリアー切妻・入母屋・寄棟となっている。
- 21 エリアー病院、図書館の建築物以外は、切妻・入母屋・寄棟となっている。

23 エリアー陸屋根(1)以外は、切妻・入母屋・寄棟となつてゐる。

(3) 用途別分布

商 店—1 エリアと2 エリアに挟まれた古町通り。2 エリアと3 エリアに挟まれた東古町通り。3 エリアと4 エリアに挟まれた下本町通り。4・5・6 エリアと9・10・11 エリアに挟まれた中本町通り。

飲食店—9・13・18 エリアと10・14・19 エリアに挟まれた田町通り。

住 宅—武家屋敷跡と本来は商店であつた部分にも存在している。

(4) 構造別分布

W(木造)—江戸期～昭和(戦前)までのほとんどの建築物。

R.C.(コンクリート)—病院、公共施設、事務所等の大型建造物が点在している。

S(鉄骨)—中規模店舗、ガレージや倉庫等最近の建築物が多い。

(5) 土蔵分布図

大壁造りの土蔵が多く、母屋、倉として残存している。特に町割りされた区域の中心部に多く存在している。

(6) 公園、緑地、空地(駐車場)

公園—竹田荘公園、大正公園など。

緑地—周辺部に多く、町中にはほとんど存在していない。

空地(駐車場)—市営ふれあい駐車場。当初建築物が建つっていたが駐車場として利用されている場合が多い。

2 地区景観の特性

今回の各項目の建物調査成果に基づき、街並みの現状をとりまとめ以下に述べる。

① 町割りの原形と現状

文禄三年（一五九四）岡藩主中川氏入封後に新町、本町、田町等の町割りが実施され、長方形の区画からなり、その後寛文五年（一六六五）に古町が形成されほぼ方形の碁盤目状に区画された城下町が形成された。その町割りは、改変されることなく現在に受け継がれている。しかし、古町通りと中本町通りを都市計画道路により拡幅しようとする計画がある。

② 地割り構成と敷地の原形と現状

城下町の間口と奥行きは、「本町中軒帳」によると上町では、元禄期には、間口が3間半と10間の2つのタイプがあり、奥行きはそれぞれ18間、19間半となっている。弘化期では、間口は多様化するが、奥行きは6間が最も多く、長い所で12間である。また、「内藤家文書」には古町では、間口は2間を中心にもらまちであるが、奥行きは15間と制限されていたようである。

現在では、一部に大規模な建築物の建設や空地が目立ちその形態は壊れているところがあるが、間口が狭く奥行きの長い、当初の地割りが残っている箇所が多い。

③ 町屋建物の外観

当初町屋は、ほとんどが茅葺であつたが、元和五年（一六一九）の火災後、藩によつて屋根が板葺に改められ、寛文二年（一六六二）には、板葺から瓦葺に葺き替えさせ、蔵は全て漆喰塗にすることを命じている。したがつて、防火対策として江戸時代から既に城下町では、瓦葺き以外の屋根はなつかつたことになる。

建物は、母屋と蔵によつて構成され、門、堀等については一般的に見られない。建物は、



田町



本町通

二階建てが主流であり、一部に平屋、三階建ても見られる。屋根形状は、切妻(72%)が最も多く、半間程度の下屋を有している。以下、入母屋(9%)、寄棟(6%)となっている。ただし、通りに面した部分は、入母屋、寄棟となっていても、反対側は切妻となっている例も少くない。また、間口が狭いにもかかわらず、妻面を見せずに平入(61%)にしている建物も多く、そのため、通りの角以外では奥行きの長い屋根形状となっている。

第3章 街並み整備の課題

1 景観整備の課題

- ① 町屋を店舗として利用している場合、利便性や建物改装の際に新建材を使用し、伝統様式と異なる様式となっている。特に、一階部分は原形を留めていない程度に改変されている。
- ② 地区内に、空き家が多く見られ、建物の老朽化がさらに進行しているケースがある。
- ③ ②の状況がさらに進み、解体されるものもでてきており街並みの連続性が絶たれたり、貴重な建物がなくなり、空き地は現況では駐車場となっている場合が多いが、現代的な建物が建てられる可能性もある。
- ④ 母屋の裏にある土蔵や庭の痛みが著しく、現状のままでは解体するか、崩壊するがままになっている。
- ⑤ 建物の多くは、間口の庇を近代的な看板等で覆つて屋外機を置いたりして、建物の顔を隠してしまっている。
- ⑥ 都市計画道路が、現状の幅員より拡幅されれば、移転若しくはセットバックすることになり、江戸時代からの町割りが崩壊することになる。
- ⑦ 古町通の旧アーケード街が、準防火地域に指定されているため準耐火建築物または耐火建築物にすることが義務付けられており、木部をそのまま露出させる設計が困難である。
- ⑧ 水路が暗渠となっているため閉鎖的で、自然石による石垣側溝等を隠してしまっている。

⑨ 道路標識や電柱、案内板が乱立して、その統一性がなく歩行空間を阻害している。

2 街なみ整備の基本的考え方

今日残っている竹田の城下町は、江戸時代に形成された町割りや水路が、大きく改変されることなく継承されている。以前は、この町割りに沿って伝統的形態と伝統的様式(意匠)を有していた町屋が続き美しい街並みを形成していたのである。しかしながら、度重なる火災や敷地の利用形態の変化、経済的理由等により秩序を失い街並みは壊れつつある。

そこで、町割りを変化させずに、内部の短冊状の地割りを基本として整備する必要がある。特に数少ない江戸期から昭和(戦前)までの伝統的建築物について復元修理を基本とし保存維持することにつとめなければならない。

中でも、母屋と蔵、中庭がセットで残っている物件についてはその構成要素を大切にする必要がある。昭和(戦後)の物件であっても、その建築物自体に特徴があり周囲の町並みに調和しているものについては、改築時には建築物の特性を活かした修景をできる限り実施し、新築の場合でも現存する伝統的建築物の調査によって導き出された、歴史、性格、個性を壊さず、切妻・平入・瓦葺き等特徴を生かした整備をし、材料等にもこだわりを持って選定をする必要がある。

さらに、屋敷内の一角にある井戸や灯籠、武家屋敷に存在する土塀や石垣等の工作物、江戸時代から道路に沿って流れる水路、阿蘇溶結凝灰岩により形成された石盤と綠豊かな植生等の環境物件についても、生活の場としての条件整備を考えながら整備を実施することにより、全体のバランスがとれる。



下本町
保存修理中の塩屋

3 事業の調整

(1) 都市計画道路については、五〇二号線バイパスの開通や竹田玉来線、駅前山手線の整備等が実施されるため、市街地内の道路拡幅はその必要性が薄く、逆に昔からの町割りや歴史的建造物の破壊につながるため、既存の道路幅での整備を実施することが望まれる。

(2) 古町地区においては、準防火地区に指定されているために木造建築が困難であるので、その解除と解除のための対策等の検討が必要である。さらに、現在計画中の温泉施設の建設と隣接していることから、交流人口の増加が期待されるが温泉施設も単体でとらえるのではなく、市街地への流入(散策)が図れるよう結びつけなければならない。

(3) 下水道事業の取り組みは、平成一二年度から始まっているので街並み環境整備と調整を充分に図り、事業実施に当たっては慎重に取り組む必要がある。

(4) 史跡等環境保存事業や竹田市歴史的街並み景観形成事業における対象範囲、対象物件補助額等の整合性を図らねばならない。

以上、竹田市において、現在行われている街並み景観整備事業(建設省)の事業に文化財サイドから関わっているうえで、街並み整備の基本方針策定の前段階における現状の分析と今後の整備方針を思うままに記した。

最後に、今回の建造物調査に携わった大分県建築士会竹田支部におかれでは快く資料を提供して下さり衷心より感謝の意を表したい。